令和3年7月定例農業委員会議事録

1.	日	時			令	和	3 年	7 月	27	日	午後	1	時 30	分	
2.	場	所		ħ	公	浦	市	役	所	市	民		ホ	_	ル
3.	農業	委員の出席	状況 (第	図欠	席	遅刻	<u> </u>	早退)					
0	1 番	野中	孝	\boxtimes	2 番	÷	瀬川	靖典		\boxtimes	3 番		佐次	:///	茂
\circ	4 番	益本	德市	\bigcirc	5 番	ř	松永	敬資	:	\bigcirc	6 番		松本	至	_
\circ	7 番	武部	文男	\bigcirc	8 番	÷	太田	重敏	[\bigcirc	9 番		梶山	達	男
\circ	10番	﨑村	康子	\bigcirc	11番	ŧ	大石	恵子		\bigcirc	12番		久保	: 繁	徳
\circ	13番	松永	勝也	\bigcirc	14番	÷	髙田	良彦	:	\bigcirc	15番		田中	康	
\circ	16番	松本	由美子	\bigcirc	17番	÷	柿山	享		\bigcirc	18番		吉原	順	憓
\circ	19番	伊藤	薫												
出席。	農業委	員数 17	名	在任	委員(0過≐	半数に	達してい	ハるの	で、本	会は成	立立	した。		
4.	農業	委員以外の	出席者(農	地利月	用最適	包化推	推進委員	員)							
0	山下	勝美 〇	大久保 寿	#次	\circ	濱岬	帝 稔	O ±	増山	新太良	ß O)ヺ	 未永	勇	
\circ	鈴立	企一 〇	百枝 純洲	\(\)	O i	頼川	和男	\bigcirc	坂本	康弘	С) //	度口	学	
0	前田	清人 〇	志水 悦男	3	O #	紙本	政信	\bigcirc	北川	廣海	0	涑	頂川 俳	清	
0	松本														
5.	農業	委員会以外	の出席者												
6.	事務	局職員の出	席者							_					
	局:	長 森田 個			次	長	白波	美知子	<u>.</u>		係:	長	田畑	徹	<u>_</u>
	主	査 桃田	忠邦		副主	任	前川	祐樹			係:	長	有浦	豊	ኢ
7.	議	長			伊	薜	Ŕ	薫							
8.	議事	録署名委員	の指名												
	9 番		梶 山	達	男			10	番		﨑	村		ŧ	子

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、7月の農業委員会総会を開会いたします。本日は、農業委員2番瀬川靖典委員、3番佐次川茂委員、推進委員の3番岩木保德委員、4番山口康明委員から欠席の届出が出ておりますが、本日の農業委員の出席は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

本日は、総会終了後農業者年金の研修会を開催いたしますのでご参加いただきたいと思っております。配布しています資料を基に、長崎県農業会議山口係長から、制度説明と推進委員の研修という内容を予定しています。

会 長

皆さん、お疲れ様です。コロナ渦で1年延期されていた2020プラス1東京オリンピックが7月23日に開幕をしました。いつものオリンピックと比べ無観客での開催のため少し盛り上がりに欠けた開会式になったようですが、前回1964年の東京大会が開催されて以降、日本経済が大きく躍進したことを考えれば、今回も日本選手の活躍で日本経済の盛り上がりに期待したいと思っております。さて、本日は今、局長から報告がありましたとおり総会終了後に農業者年金の研修を予定しています。この農業者年金の加入推進は、農業委員会活動の重点項目の一つでもありますので、本日の研修を受け、目標の2名の確保に農業委員、推進委員皆様のご協力をお願いしたいと思っております。最後になりますが、去る6月29日に長崎県農業会議の令和3年度の総会が開催され松浦市の前農業委員の崎田隆さんが18年の永年勤続で表彰されたことを報告しておきます。

それでは、日程に入っていきます。

議事録署名人の指名です。9番梶山委員、10番崎村委員にお願いいたしま す。

続きまして、各種報告です。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長

ただいま事務局からあっせん事業の報告がありましたが、御厨町大崎免字水 尻ということで、あっせん委員に、大久保耕次委員、山下勝美委員にお願いし たい思います。よろしくお願いします。それでは、あっせん委員指名を終了し て引き続き事務局の報告をお願いします。

事務局

はい。続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について説明いたします。貸人、 氏、借人、 氏で農地の表示は、 志佐町里免字汐入 番 から 番 までの4筆、地目は田で、合計面積は4,443平米です。こちらの4筆はすべて農地中間管理事業への借換え分になります。通知年月日は令和3年6月15日、同日受付です。

続きましてして、2アール未満農業用施設整備届の受理報告について、ご説明いたします。3件ございます。1件目は、届出人が福島町浅谷免歴番地、 農地の表示が福島町浅谷免字波江崎 番 、地目は畑、面積は664㎡、届出面積は164㎡です。届出事由は牛舎及び堆肥舎を建設するためです。届出年月日は令和3年6月3日、同月7日に受理し、現地調査を行っております。受理通知日は6月8日です。

2件目は、鷹島町神崎免 番地、 氏、農地の表示が鷹島町神 崎免字粟谷 番 、地目は畑、面積は199平米で届出面積も同じです。 届出事由は、既存の農業用倉庫への進入路と農作業場として利用するためです。届出日は令和3年6月11日で、同月14日に受理、17日に現地調査を行い、同日、受理通知日を行っています。

3件目です。届出人は志佐町赤木免 番地、 低です。農地の表示は志佐町赤木免字赤木 番 地 地目は田、面積は135平米で、届出面積は72平米です。届出事由は農業用倉庫の建設のためです。届出日は、 令和3年6月8日で同日受理し、同月23日に現地調査を行い、同日受理通知を行っています。

次に農地転用許可不要案件届出書の受理報告です。届出人は、東京都世田谷区玉川 丁目 番 号、 株式会社基地局設置統括部部長氏、農地の所有者は志佐町栢木免 番 地、被相続人、 低の相続人代表で 氏です。農地の表示は志佐町栢木免字堤田 低ってす。農地の表示は志佐町栢木免字堤田 低ってずる。 大です。 東業目的は、通信エリア拡大のために無線基地局を建設するというものです。 転用期間は5年間で、以後申し出がなければ同一内容で自動更新されます。 届出日は、令和3年6月14日、受理日は6月15日です。

続きまして、議案は2ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続についてです。被相続人は、氏、相続人は、氏、相続人は、民です。農地の所在は調川町上免字イラ山 番から調川町上免字出口 番から調川町上免字出口 番がら被相続人 氏は、令和3年1月21日に死亡されており、令和3年5月25日に相続登記が完了したということで、相続人から令和3年6月21日に届出がされたもので、同日受け付けております。

事務局 次に申請事件の処理状況です。(以下、資料の読み上げ)

農地法関係

令和3年6月分

条項	譲渡人(貸人)	讓受人(借人)	転 用 目 的	申請面積	処 理 状 況		
		白	一般個人住宅	177 m²	R3.7.14 許可		
5			農家住宅	876 m ²	R3.7.14 許可		
			発電用施設用地	1,285 m²	R3.7.14 許可		

事務局 次に提案事件の集計表です。 (以下、資料の読み上げ)

農地法関係

申請事由		件数	面	積	
	中胡辛田		田	畑	āl
第3条	区分地上権の設定		1,089 m²		1,089 m²
	経営規模拡大	1	855 m²		855 m²
	ā†	2	1,944 m ²		1,944 m²

農用地利用集積計画

	権利の種類		面	積	
作列の極地		件数	ш	畑	計
所	有権移転				
利	用権設定	16	42,663 m	597 m²	43,260 m²
	賃 借 権	6	17,574 m ²		17,574 m²
	使用貸借	10	25,089 m²	597 m²	25,686 m²
	Ħ	16	42,663 m²	597 m²	43,260 m²

意見書関係

申請事由			面	積		
中胡争田	件数	田	畑	山林	原野	計
農用地利用配分計画(案)について	13	34,424 m²	597 m ²			35,021 m ²
農業振興地域整備計画の変更について	2	991 m²	5,378 ㎡			6,369 m²
ät	15	35,415 m²	5,975 ㎡			41,390 m²

承認関係

rh sa	筆数	面	積	
内 容 		Ħ	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	6		3,473 m²	3,473 m²

議 長 事務局からの報告が終わりました。何かご質問等あれば挙手をお願いしま す。

農業委員 はい(挙手)。7番の武部です。資料1ページの農地転用許可不要案件届 出書の受理報告で、その説明項目の中に所在者の氏名とありますが、所有者 ではないのですか。

議長 登記名義人の所在地の氏名という意味で表記していましたが、所有者の氏 名に変更したいと思います。訂正をお願いいたします。

> 続きまして、議案第47号農地法3条の規定による所有権移転の許可申請 についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第47号農地法3条の規定による所有権移転の許可申請について説明 いたします。議案は5ページです。

事件番号1です。貸人、志佐町庄野免 番地、 氏、借人は 志佐町里免 番地、です。対象農地は、志佐町庄野免字深町 番 、地目は田、面積は1089㎡です。申請事由は、申請地において営 農型太陽光発電施設を設置する実証事業の計画があり、農地の上部空間に太 陽光パネルを設置する為には、区分地上権の設定を行わなければならないた め、より本許可申請書が提出されたものです。区分地上権ですが、他 人の土地の一定範囲に工作物、今回は太陽光パネルですが、そういったもの を設置するために、土地を利用するための権利のことです。今回はが 実証工として行うにあたり、土地の上空を使う権利を設定して、その設定を した権利に基づいて農地の上に太陽光パネルを設置するというものです。 本申請の許可要件は、①周辺の営農に支障がないか、②耕作者の同意がある か、の2点です。1点目の周辺の営農への影響については、申請地に直接隣 接する農地が無いため営農への影響については問題ないものと考えていま す。2点目の耕作者の同意については、今回の3条の申請書に耕作者である 氏の同意書が添付されています。なお、
氏は貸人の子で す。以上の要件により、本申請は許可要件を満たしているものと考えていま

事件番号2です。譲渡人は御厨町横久保免 番地 氏、譲受人は御厨町上登木免又 番地 氏です。対象農地は、御厨町上登木免字角ノ坂 番 、地目は田、面積835㎡、同じく 番 、地目は田、面積20㎡の2筆です。申請事由は、双方の合意に基づく経営規模拡大のための売買による所有権移転の許可申請です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が71,978㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間260日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上、ご審議をお願いします。

議長 事件番号1番について、地元委員の柿山委員のご意見をお伺いします。

委 員

農業委員17番柿山です。この件につきまして、松浦市としては初めての取り組みで、画期的なものと思っております。先ほど事務局から説明があったとおり、周辺の営農にも影響はなく、また農地の耕作者の同意もありますので、何ら問題はないものと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして事件番号2番について、地元委員の 濱崎委員のご意見を伺います。

推進委員

5番の濱崎です。 氏は、ブロッコリーや水稲を作られていて、規模拡大しておられますので何ら問題ないと思っております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それぞれ地元委員から問題ないというような話がございましたが、皆様から何かご質問等ございませんか。

委員

(なし)

議長

それでは、事件番号1番2番ともに問題ないということで、申請どおり許可することにいたします。

続きまして、議案第48号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

資料は6ページをご覧ください。議案第48号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和3年7月28日としております。7ページに賃貸借権再設定分及び新規分を、8ページに使用貸借、再設定及び新規分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。

議長

7ページ、8ページについて、地元委員にご確認いただいて問題がないかどうか見ていただきたいと思います。ほとんど振興公社との契約でございますので問題ないかと思います。何かご質問等ございませんか。

事務局

只今の議案第48号につきまして、議案の7ページの賃貸借の新規分で3番の 氏と 氏の件で、主な農機具の欄でミストと記載しておりますが、機械ですので、今後はミスト機と表記したいと思います。委員さんからご指摘をいただきました。訂正をお願いいたします。

議長

他にご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議長

では、議案第48号農用地利用集積計画の決定については別紙のとおり決定することといたします。

次に、議案第49号農用地利用配分計画(案)についてを議題とします 事務局の説明をお願いします。

事務局

13ページをご覧ください。議案第49号農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。14ページから39ページにかけて、13件の配分計画書を添付しております。AtoAで公社が貸付ける分が10件、AtoBで公社が貸付ける分が3件ございます。AtoBの内訳ですが、14ページに公社が近氏に貸付ける分の各筆明細を記載しています。15ページに位近氏の経営状況を記載しております。同じように、16ページには近氏へ貸付ける分と17ページに経営状況です。18ページに近氏へ貸付ける分と次ページに経営状況です。始期が令和3年9月10日で、存続期間10年で契約されております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 特に問題はないということでしたら、別紙のとおり意見書を提出すること とにいたします。

委員 (異議なし)

議長 続きまして、議案第50号農業振興地域整備計画の変更についてを議題と いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第50号農業振興地域整備計画の変更について説明します。本議案ですが、農業振興地域内の農地について、農業振興地域整備計画変更の申請書が松浦市長に提出されたことを受け、その変更申請に関し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へ意見が求められておりますので、各申請について意見書を提出するものです。

事件番号1番です。位置図を議案の45ページと46ページに添付しています。46ページの資料の上に岳崎公民館と記載してますが、正しくは大石公民館です。申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。では、内容を説明します。所在地は、星鹿町岳崎免字丸久保谷 番、地目は田、面積は991㎡のうち162.5㎡で、星鹿公民館から北東に500メートルのところにあります。所有者は星鹿町岳崎免 番地、 氏です。変更の理由は、牛舎を建設するために、農用地から農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。申請地の隣には既存の牛舎がありますので、農業用施設用地として利用することについては問題ないものと考えます

事件番号2です。位置図を45ページ、47ページに添付しています。 所在地は、志佐町池成免字献日 番、地目は畑、面積は5,378㎡の うち844. 4㎡で、池成公民館から北西に120メートルのところにあります。所有者は、志佐町池成免 番地、 氏で、転用者は、同住所、 氏です。変更の理由は、既に牛舎を建設しており、農業用施設用地として利用しているため、事後手続きでありますが、農用地から農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。周辺農地の所有者も 氏であり、農業用施設用地として利用することについては問題ないものと考えます。なお、事件番号2番は農地転用における違反転用案件でもあり、現在、是正に向け各手続きを進めているところです。

以上、2件につきましてご審議をお願いします。

議長

農業振興地域内の用途区分の変更でございます。まず事件番号1番について、地元委員の意見をお伺いします。増山委員お願いします。

推進委員

推進委員6番増山です。振興地域ということで規模拡大されるようなので 大変喜ばしいことだと思います。皆さんのご意見をよろしくお願いします。

議長

続きまして、事件番号2番について吉原委員お願いします。

農業委員

18番吉原です。担当地区委員として、当該事件の経緯と結果について報 告いたします。志佐町池成免字献日番の当該地は、みかんで興せ松浦 市のスローガンのもと、パイロット事業で雑木山を開畑され、みかんの植栽 を開始されていたのですが、今から約20数年前から低迷し、廃園畑とされ ております。そして以前の雑木山となっており、農業委員会としても非農地 として農振農用地から除外すべき土地であったと考えます。
氏の長 男、 氏が定年後、父親が住宅敷地内の作業しづらい牛舎で4から6頭 飼養されていたものを、飼養管理がしやすく、また飼養牛の放牧を目的とし て、元みかん園の荒廃地に市単独事業を活用した成牛10頭規模の牛舎建設 を計画、2年前に山林化していた土地を3枚の畑として造成し、農林課へ事 業の申請をされたものであります。農林課としても当然、その土地が農振農 用地であるか否かを確認すべきであったと考えます。無断転用地は農業用小 規模牛舎等敷地であり、 氏もまた失念した結果であり、今回顛末書を提 出してあります。池成免字献日 番、地目畑、5,378平米のうち牛 舎等としての844.4平米の農用地の除外申請について周辺農地は全て同 氏所有の農地に囲まれておりまして、他の農用地には何の支障を与えないと 確認をいたしました。よって、問題ないと思いますので、よろしくご審議を お願いいたします。

議長

ありがとうございました。事件番号1番、2番共に地元委員のご意見を伺いましたけども皆さんから何かご質問等ございませんか。

農業委員

農業委員7番武部です。事件番号1番2番について、目的が牛舎となっていますよね。周辺の同意書とかはないのでしょうか。

事務局

転用の手続きに関しては、同意書までは必要ないので転用行為を行う上では当然、周辺の方も話は聞いておられるというのは前提であるので、同意書までは手続きの際には求めてはいないというところです。

農業委員

あちこちでは、臭いとかね、いろいろあるでしょう。まあ、ないことを願ってますけどね。以上です。(武部委員)

農業委員

事件番号2番についてですが、これは市単独の補助事業を活用して、無断 転用ではありますが、牛舎を建設しておられますので、当然農林課として は、そのことについては確認をされているものと思います。(吉原委員)

議長

ありがとうございました。その他、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議長

その他ご意見もなく、事件番号1番2番共に地元委員も問題ないということで、2番については違反転用ということもあって、今後適正な法手続きについて事務局からも指導を行っていきたいと思っております。

それでは、議案第50号につきましては承認することといたします。

続きまして、議案第51号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第51号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定について説明いたします。スライドを用意しておりますのでそちらも併せてご覧ください。

次に、番号2~6です。申出人は御厨町前田免 番地、 氏、土地の所在地は御厨町横久保免字大久保 番 、台帳地目は畑、面積308㎡ほか4筆の合計5筆です。申出地は、スライドのとおり、2か所に近接しております。番号2~5の4筆で一つの農地を形成しており、それがスライドの下の農地です。番号6が上の農地です。現地調査を、7月20日に、梶山農業委員、濱崎推進委員、事務局で行いました。まず、番号2~5

ですが、4筆がまとまって一つの農地です。樹木はクヌギの木でした。よく確認すると、規則正しく植樹されておりました。近くに申請者の自宅がありましたので、状況を詳しく聞き取ったところ、平成20年頃にクヌギの苗木が森林組合で、1本30円程度で販売されていたため、それを購入して植樹したのだと話されました。理由としては農地の管理が難しくなっていくので、植樹することを考えられたそうです。現地の調査、それから本人とのやり取りから、番号2~5については、人工的な植樹によるものであり非農地には該当しないものと判断しました。今回の調査の結果、植樹による山林化であり、これは違反転用にあたるものです。従いまして、今後申請者へは是正に向けて説明等をしていき、いろいろな説明を取っていきたいと考えております。

番号6についてですが、10年以上まえから耕作されていないとのことで、スライドのとおり自然荒廃している状況でした。農地への復旧は困難な状況で、仮に復旧したとしても、農地として有効利用できるようなものではないと考えるところです。従いまして、非農地判断としましては、「可」が妥当であると考えます。

以上につきまして、ご審議をお願いします。

議長 番号1については、担当地区が佐次川委員ということでしたが、本日は欠席でございまして、事前に本人の意向を事務局で伺っております。非農地として問題ないのではないかということで話をされております。皆さんから1番について何かご質問等ございますか。

農業委員 20年以上も放置されていたということは、農地に復旧すること自体が難しいです、絶対に。だからそれは妥当と思いますけれども、今、国土調査がなされてますよね。国土調査を利用しながら進めていくのも大事なんですよね。上手にやっていけば変わるということです。ずっと見ていると、そういうのを無視しながら結構やっているところがあります。その現況を大事にしながら処理していくということで進められたらと思います。以上です。(武部委員)

議長 はい、ありがとうございました。国土調査については反映するようにとい うご意見がございましたけども、他にございませんか。

委 員 (なし)

議長 ないようですので、地元委員からも問題ないということで意見がありましたので、1番については、非農地として通知することとします。では、2番から5番について、一括して質問を受けたいと思います。その前に、地元委員の濱崎委員のご意見をお願いします。

推進委員 推進委員5番の濱崎です。事務局の説明があったとおりでございます。以上です。

議長 事務局の説明は違反転用で、手を加えているものですから、非農地として 認められないという事務局の考え方ですけれども、その通りでいいんです ね。

推進委員 はい。(濱崎委員)

議長続きまして、6番についてお願いします。

農業委員 9番の梶山です。6番については、以前から山林化だったようで、問題ないかと思います。以上です。ご審議お願いします。

議長 ありがとうございました。それでは、1番から6番について、それぞれ地 元委員に伺いましたけども、皆さんから何かご質問等ございますか。

委員 (なし)

議長では、事務局から説明したとおり、事件番号1番、6番の2件につきましては、非農地通知を交付するものといたしまして、2、3、4、5番につきましては、明らかに植林をされたということで、無断転用ですので、これについては正式な始末書等の提出も含めて正式な手続きで行うように事務局の方でも対応していきたいと思っております。よろしくお願いします。では、議案第51号につきましては、以上のように確定したいと思います。

以上で本日の付議事項については終了しました。

次に協議事項に入ります。令和3年度の農地パトロール及び移動農業委員会の開催についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 【令和3年度農地パトロール及び移動農業委員会について】

- ・農地パトルール及び移動農業委員会日程表の配布
- ・農地パトロール実施要領の配布(新要領)
- ・移動農業委員会と「人・農地プラン説明会」の同時開催について

議 長 事務局から農地パトロール及び移動農業委員会の日程等について説明がありました。例年移動農業委員会の参加者が少ないので、お声掛け等ご協力いただきますようお願いいたします。

日程は以上で終了ですが、何かご質問等はございませんか。

農業委員 すいません、いいですか。農業委員会は農業の振興に関することも大事な 仕事ではないかと思うんですよ。それで、今年は早くから梅雨に入っていて 建設課辺りの仕事が増えないといけなかったんです。ところが、皆さん方本 当に、ここにおられる委員の皆さん方も含まれておられるように、ため池も 干上がってしまって、池成地区においては、御厨の方もですが、水が足りな くて田んぼがカラカラに干上がっています。だから、どんな対策が出来るの か分かりませんが、農業委員会として市に対し、緊急渇水対策事業を早急に 取り組んでいただくように意見を出していただくわけにはいかないでしょう か。本当に農家は困っています。8月のいつか、一週間先までは雨は降らな いと予報が出ています。委員さんはじめ、委員さん受け持ち地区の農家の方 も本当に困っていると思います。水のことといっても、簡単にポンプアップ すればいいというものでもないと思います。ポンプアップの同意が得られる 水源があれば何とか補助事業でも実施していただいて、何らかの対策を取っ ていただくように市に対し要望すること、農家のために、市民皆さんのため に先頭に立って行動するのも農業委員会だと思います。農業経営のことにつ いてもしっかりと取り組んでいただくように、どうしてもこの声を届けてい ただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(吉原委員)

議 長 今おっしゃられたように、農業委員会の業務としては市長、市に対し、意 見書や要望書を提出することができる組織になっています。そういう水不足 による緊急対策が必要だということであれば、農業委員会で話し合いをし て、要望書の内容を協議して市長に要望していくことで十分検討していくこ とだと思っております。農業委員会として緊急に水不足対策として市に要望 していきたいと思います。委員皆さんはどうでしょうか。

委員 (要望書を提出することに賛成)

議 長 それでは、農業委員会全体として水不足に対する対策を検討していただく よう要望書の内容を検討していきます。その内容案については、事務局にお まかせいただいて、運営委員会で承認をいただいて市長に提出するという手 順でいきたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 (はい)

議長 以上で、総会を終了します。次回の農業委員会総会は、8月26日木曜日 といたします。(場所 市民ホール)お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 48 分